

農薬販売業者の皆さんへ

農薬を販売しようとする場合は・・・・・・・・



池田市内で農薬の販売を開始する場合は、農薬取締法により販売開始の日までに農薬販売届を市長に提出しなければなりません。

また、届出内容に変更を生じた場合や販売を廃止した場合も届出が必要です。

池田市役所 都市整備部 みどり農政課

I 販売に関する届出について

1 新 規 届 出

池田市において農薬を販売する場合は、その販売所（事業所）ごとに次のとおり市長に届け出てください。

（１）提出期限

新規の場合：販売開始の日までに（開始の日を含む）

販売所を増設した場合：増設した日から起算して２週間以内

（２）提出書類

①所定の届出書 １部

②法人の場合は登記簿謄本又は登記事項証明書 １部、個人の場合は住民票 １部

（※いずれも発行後３ヶ月以内のもの。コピーも可。）

③返信用封筒（返信先を明記してください。）

④返信用切手（封筒に貼り付けてください。）

（３）交付書類



・農薬販売開始届受理証

※これまで所定の届出書を２部提出いただき、そのうち１部に受付印などの処理をしたものを副本として返却していましたが、申請のオンライン化に伴い従来の副本を廃止し、代わりに受理証を交付します。

2 変 更 ・ 廃 止 届 出

1 で届け出た内容に変更の生じた場合又は、販売を廃止した場合は、その販売所（事業所）ごとに次のとおり市長に届出を行ってください。

（１）提出期限

変更の生じた日又は販売を廃止した日から起算して 2 週間以内

（２）提出書類

①所定の届出書 変更・廃止ともに 1 部

（※廃止届の場合は、お手元に保管中の既届出書副本もご提出ください。）

②法人の場合は登記簿謄本又は登記事項証明書 1 部、個人の場合は住民票 1 部

（※いずれも発行後 3 ヶ月以内のもの。コピーも可。）←廃止の場合は不要です。

③返信用封筒（返信先を明記してください。）←廃止の場合は不要です。

④返信用切手（封筒に貼り付けてください。）←廃止の場合は不要です。

（３）交付書類



・ 農薬販売変更届受理証

※これまで所定の届出書を 2 部提出いただき、そのうち 1 部に受付印などの処理をしたものを副本として返却していましたが、申請のオンライン化に伴い従来の副本を廃止し、代わりに受理証を交付します。



変更届が提出されないと必要なお知らせが届きません。

廃止届が提出されないと販売店として存在していることになり、

不必要なお知らせが届いたり、立入検査の対象となったりします。

3 届 出 先

池田市役所 都市整備部 みどり農政課

〒563－8666 池田市城南1丁目1－1

TEL：072－754－6152

FAX：072－752－6572

なお、毒物又は劇物販売業の登録に関しては、大阪府健康医療部生活衛生室薬務課麻薬毒劇物グループ（大阪府庁本館6階 TEL 06-6941-9078）へお問い合わせください。

Ⅱ 販売届を提出された方に



- 農薬取締法第29条に基づき、国や府および（府より権限を移譲されている）市が立入検査を行う場合があります。

その際、帳簿書類や農薬の保管庫等を検査します。

もし検査を拒否または、妨害した場合は、懲役6ヶ月以下若しくは30万円以下の罰金に処される場合があります。

- 帳簿を備え付けこれに農薬の種類別にその譲受数量、譲渡数量を真実かつ完全に記載し、少なくとも3年間保存しなければなりません。

（毒物・劇物に相当する農薬の場合は5年間）

これに違反した場合は、6ヶ月以下の懲役若しくは30万円以下の罰金に処される場合があります。

- 無登録農薬の販売は禁止されています。

国の登録を受けた農薬には、農林水産省の登録番号がラベルや袋に必ず記載されています。確認してください。

これに違反した場合は、3年以下の懲役若しくは100万円（法人の場合は1億円）以下の罰金に処される場合があります。

- 無登録農薬を販売しないのはもちろんのこと、次に掲げる農薬も市内で販売しないよう是非協力してください。

●**特定毒物農薬** りん化アルミニウムくん蒸剤（商品名ホストキシン等）

●**水質汚濁性農薬** C A T除草剤（商品名シマジン等）・C A Tを含む混合剤

●**E P N剤**

御協力をお願いします。



農薬販売開始届

年 月 日

池田市長 様

住所

名称

氏名

※法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名。ふりがなを記入すること。

農薬取締法第 17 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

1. 販売所の名称及び所在地

2. 販売開始年月日

備考 「1 販売所の名称及び所在地」は、インターネットを利用して販売する場合その他の販売所で直接農薬を販売しない場合にあっては、販売者の事務所その他これに準ずる場所を記載すること。

販 売 内 容

販売所情報	名称	
	住所	
	電話番号	
卸・小売の別		小売 ・ 卸売
販売内容、他の取扱資材		
インターネット販売		有（ ） ・ 無
取扱農薬の種類		普通物 ・ 毒物 ・ 劇物
常勤担当職員（農薬関係）		名 （うち毒劇物取扱有資格者 名）
毒物劇物取扱責任者名		
取扱農薬メーカー名 （農薬の仕入先）		
添付書類		☐ 登記簿謄本または登記事項証明書 ☐ 住民票 ☐ 店舗一覧表 ☐ 遅延理由書 ☐ 販売所位置図
※販売所位置図（最寄りの駅から） ※別紙添付でも可		

※上記の「取扱農薬の種類」欄の「普通物」とは、毒劇物に該当しない農薬の通称である。

農薬販売開始届

記入例

年 月 日

池田市長 様

届出書の作成日を記入

住所 池田市城南〇―〇―〇

名称 株式会社 いけだ や 池田屋

氏名 代表取締役 いけ だ た ろう 池 田 太 郎

農薬取締法第17条第1項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

1. 販売所の名称及び所在地

池田屋 池田支店

〒〇〇〇〇―〇〇〇〇 池田市城南〇―〇―〇

2. 販売開始年月日

〇 年 △ 月 □ 日

備考 「1 販売所の名称及び所在地」は、インターネットを利用して販売する場合その他の販売所で直接農薬を販売しない場合にあっては、販売者の事務所その他これに準ずる場所を記載すること。

販 売 内 容

販売所情報	名称	池田屋 池田支店
	住所	〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 池田市城南〇-〇-〇
	電話番号	072-000-0000
卸・小売の別	小売	・ <u>卸売</u>
販売内容、他の取扱資材	肥料、農業資材	
インターネット販売	<u>有</u> (〇〇オンラインストア) ・ 無	
取扱農薬の種類	<u>普通物</u> ・ 毒物 ・ 劇物	
常勤担当職員（農薬関係）	5名 (うち毒劇物取扱有資格者 1名)	
毒物劇物取扱責任者名	池田太郎	
取扱農薬メーカー名 (農薬の仕入先)	〇〇化学 (なにわ商店)	
添付書類	☒ 登記簿謄本または登記事項証明書 ☐ 住民票 ☒ 店舗一覧表 ☐ 遅延理由書 ☒ 販売所位置図	
※販売所位置図（最寄りの駅から） ※別紙添付でも可 販売所位置図は、本様式に貼付けるか、別紙として印刷して提出してください。		

販売業務を行う事業所の住所を記入。

肥料を販売する場合は、別途肥料販売業務開始届出書の提出が必要です。

インターネット販売をする場合、出品サイトを記入。

毒物・劇物に該当する農薬を取り扱う場合は、毒物及び劇物取締法により同法が定める有資格者の中から毒物劇物取扱責任者を置かなければなりません。

詳しくは大阪府健康医療部生活衛生室薬務課（連絡先は4ページに記載）へお問い合わせください

※上記の「取扱農薬の種類」欄の「普通物」とは、毒劇物に該当しない農薬の通称である。

農薬販売変更届

年 月 日

池田市長 様

住所

名称

氏名

※法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名。ふりがなを記入すること。

農薬取締法第17条第2項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

1. 変更した事項
2. 変更した理由
3. 変更年月日
4. 通算受理番号

販 売 内 容

販売所情報	名称	
	住所	
	電話番号	
卸・小売の別		小売 ・ 卸売
販売内容、他の取扱資材		
インターネット販売		有（ ） ・ 無
取扱農薬の種類		普通物 ・ 毒物 ・ 劇物
常勤担当職員（農薬関係）		名 （うち毒劇物取扱有資格者 名）
毒物劇物取扱責任者名		
取扱農薬メーカー名 （農薬の仕入先）		
添付書類		☐ 登記簿謄本または登記事項証明書 ☐ 住民票 ☐ 店舗一覧表 ☐ 遅延理由書 ☐ 販売所位置図
※販売所位置図（最寄りの駅から） ※別紙添付でも可		

※上記の「取扱農薬の種類」欄の「普通物」とは、毒劇物に該当しない農薬の通称である。

記入例

※販売内容の記入例は
開始届を参照してください

農薬販売変更届

池田市長 様

年 月 日

届出書の作成日を記入

住所 池田市城南〇ー〇ー〇

名称 株式会社 いけだ や 池田屋

氏名 代表取締役 いけ だ た ろう 池 田 太 郎

農薬取締法第 17 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

1. 変更した事項

新) 株式会社池田屋 代表取締役社長 池田 一郎

旧) 株式会社池田屋 代表取締役社長 池田 太郎

変更前後で何が変わったかが判別できるように記入してください。

2. 変更した理由

代表者が変更となったため

3. 変更年月日

令和〇年〇月〇日

4. 通算受理番号

△△△△

農薬販売廃止届

年 月 日

池田市長 様

住所

名称

氏名

※法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名。ふりがなを記入すること。

農薬取締法第17条第2項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

1. 廃止した販売所の名称及び所在地
2. 廃止年月日
3. 通算受理番号

農薬販売廃止届

記入例

池田市長 様

年 月 日

届出書の作成日を記入

住所 池田市城南〇-〇-〇

名称 株式会社 いけだ や 池田屋

氏名 代表取締役 いけだ たろう 池田 太郎

※法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名。ふりがなを記入すること。

農薬取締法第17条第2項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

1. 廃止した販売所の名称及び所在地

株式会社池田屋 池田支店
〒〇〇〇-〇〇〇〇
池田市城南〇-〇-〇

廃止となる店舗、支店等の名称及び住所を記載してください。

2. 廃止年月日

令和〇年〇月〇日

3. 通算受理番号

△△△△

販売届または変更届に記載された受理番号を記載してください